

様式 1

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更，設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は
1 から 3 のとおりです。

令和 7 年 6 月 16 日

広島県西部総務事務所長 上平 毅

工事名	令和 7 年度 地方創生整備推進交付金 林道細見大塚線 (大朝 3 工区) 開設工事 No. 1
入札方式	一般競争入札 (総合評価)
業種種別	土木一式工事
公告日又は指名通知日	令和 7 年 6 月 13 日
入札日	令和 7 年 7 月 1 日～ 2 日
開札予定日	令和 7 年 7 月 3 日

- 1 公告変更 (様式 2)
一件
- 2 設計図書に対する質問・回答書 (様式 3)
一件
- 3 修正事項等 (様式 4)
2 件

修正事項等

令和 7 年 6 月 16 日

工事名 令和 7 年度 地方創生整備推進交付金 林道細見大塚線
 (大朝 3 工区) 開設工事 No. 1
 入札方式 一般競争入札 (総合評価)
 業種種別 土木一式工事
 公告日又は指名通知日 令和 7 年 6 月 13 日
 入札日 令和 7 年 7 月 1 日～ 2 日
 開札予定日 令和 7 年 7 月 3 日

修正前	修正後
① 別記 総合評価落札方式に関する事項 4 (3)イ(ア)及び 4 (4)ウ(ア) (発注機関等) 広島県関係及び国土交通省中国地方整備 局、農林水産省中国四国農政局若しくは 林野庁近畿中国森林管理局 ② 総合評価落札方式 (実績評価 1 型) 落札 決定基準 自己採点表 ・評価内容及び評価基準の一部が赤字 ・評価項目の「※製作と架線で別の者を 配置する時は、架線に係る技術者を評 価対象とする。」の文言及び当該セルの 斜線が削除されていない ・評価内容の【選択】の文言が削除され ていない	① 別記 総合評価落札方式に関する事項 4 (3)イ(ア)及び 4 (4)ウ(ア) (発注機関等) 広島県関係及び国土交通省中国地方整備 局 ② 総合評価落札方式 (実績評価 1 型) 落札 決定基準 自己採点表 ・評価内容及び評価基準を黒字に修正 ・評価項目の「※製作と架線で別の者を 配置する時は、架線に係る技術者を評 価対象とする。」の文言及び当該セルの 斜線を削除 ・評価内容の【選択】の文言を削除

総合評価落札方式に関する事項

1 総合評価落札方式による理由

本工事は、民間の持つ技術力を積極的に活用し、価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、総合評価落札方式を適用する。

2 総合評価の技術資料等の提出

(1) 本件入札に参加する者は、総合評価の技術資料やその記入内容を証明する資料を「公告3入札日程等(5)の総合評価に係る技術資料の提出」に記載の提出期間・提出場所に、持参方式で提出すること。あわせて資格要件確認資料を書面で提出すること（他の資料と同封して提出することも可。）。

なお、電子入札案件の場合、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、工事費内訳書等とあわせて総合評価の技術資料及び資格要件確認資料(Adobe ReaderDCで閲覧・印刷可能であること。)を添付して提出することも可能とする。ただし、電子ファイルの容量の問題により、部分的に総合評価の技術資料及び資格要件確認資料を添付することは不可とし、容量を超える場合は全て書面で提出すること（書面と電子ファイルの両方で提出された場合は、総合評価の加算点を0点とする。）。

(2) 書面で提出する技術資料等は、提出者の「商号又は名称」、「当該入札に係る建設工事等の名称」、「開札日」及び「総合評価に係る技術資料及び資格要件確認資料(及び工事費内訳書)が在中している旨」を記入した封筒に封入して提出すること。

(3) 総合評価の技術資料の様式は、広島県ホームページ「広島県の調達情報」(<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>)－「様式集」－「総合評価関係様式」－「農林水産局・土木建築局」により作成したデータとする。技術資料の様式（提出様式第1号～第7号（土木工事（農林水産局）））及び実施する総合評価落札方式の型式（公告1発注内容等(6)落札者の決定方法の欄に記載）の自己採点表を確認のうえ最新バージョンを使用すること。

※ 総合評価落札方式の型式によっては、使用しない様式があるので注意すること。

(4) 入札期間終了時まで提出されない場合、提出された技術資料に必要事項が記入されていない場合、又は求めた内容と異なるなど不適切な記入がされていた場合は、入札を無効とする場合がある。

(5) 提出された技術資料の書換え、引替え、又は撤回は認めない。

(6) 配置予定技術者と受注者との雇用関係が確認できる資料（監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料）等を添付資料として提出する場合は、住所及び個人が特定できる項目を復元できない程度にマスキングを施すこと。

3 必要な総合評価の技術資料

各公告案件における型式を確認したうえで、以下の一覧表により必要な技術資料を確認し作成すること。

資料	評価項目	様式名	提出様式 番号	実績 評価2型	実績 評価1型	技術評価 2型	技術評価 1型	地域 維持型	
技術資料	表紙	技術資料・資格要件確認資料 提出書	第1号	○	○	○	○	○	
	技術提案	工程表	第2号	—	—	△ ^{※1}	△ ^{※1}	—	
		実施方針	第3-1号	—	—	—	△ ^{※1}	—	
		施工に関する課題・品質に関する課題に係る技術提案	第3-2号	—	—	○	○	—	
	企業の施工能力	企業の施工能力	第4号	○	○	○	○	○	
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の能力	第5号	○	○	○	○	○	
	地域の精通性	地域の精通性	第6号	○	△ ^{※1}	△ ^{※1}	△ ^{※1}	○	
	地域貢献の実績	地域貢献の実績	第7号	○	○	—	—	○	
	自己採点表	自己採点表（別記様式第1-1号）			○				
		自己採点表（別記様式第1-2号）				○			
		自己採点表（別記様式第1-3号）					○		
		自己採点表（別記様式第1-4号）						○ ^{※2}	
		自己採点表（別記様式第1-5号）						○ ^{※3}	
自己採点表（別記様式第1-6号）								○	

※1 設定されている場合に作成すること。

※2 自己採点表(別記様式第1-4号)は技術評価1型(3億円未満)の場合

※3 自己採点表(別記様式第1-5号)は技術評価1型(3億円以上)の場合

<資格要件確認資料>同封して提出

資料	様式番号	様式名
資格要件確認資料	別記様式第4号	企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書
	別記様式第5号	建設工事施工実績証明(願)書

※ 添付資料が技術資料と重複するものについては、資格要件確認資料の添付資料の省略を可とする。

4 技術資料作成にあたっての留意事項

提出する技術資料の種類及び作成にあたっての留意事項は以下のとおりとする。書面で提出する資料は両面印刷とし、各様式と添付資料を綴じ、ページ番号を付すこと(添付資料の綴り位置は、極力「各様式の直後」とする。)

(1) 表紙

(提出様式第1号) 技術資料・資格要件確認資料 提出書

ア 整理番号は記入しないこと。

イ 必要事項を記入のうえ、提出書類の□欄にチェックを入れて確認すること。

ウ 内容等について確認をする場合があるので、問い合わせ先も記入すること。

(2) 技術提案

(提出様式第2号) 工程表

- ア 自己採点表の「技術提案」の評価内容の欄に示す予定工期の工程表を作成すること（工期には検査期間を含む）。
- イ 工程管理に係る技術的所見について
- (ア) 施工計画の実施手順欄については、「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、実施可能な工夫を具体的にわかりやすく記入すること。
- (イ) 工期設定欄については、工期が短縮できる場合は、検査期間を除いた完成予定日を明記し、その根拠となる工夫を、「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、具体的にわかりやすく記入すること。

(提出様式第3-1号) 実施方針

- ア 施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性を踏まえ、施工する上で留意しなければならない事項（以下「留意事項」という。）について具体的に記述することとし、これを補うため、図表等を用いることも可とする。
- イ 技術提案の「品質に関する課題」や「施工に関する課題」に関連する留意事項は必ず記述すること。（設定した課題以外に関連する留意事項の記述を妨げるものではない。）
- ウ 記載は、A4用紙1枚以内（図表等を含む）とし、文字の大きさは9ポイントを基本とし、文字数は400字程度（図表等の文字数は含めない）とする。図表等の文字の大きさは問わないが、判読可能な大きさとする。

(提出様式第3-2号) 施工に関する課題・品質に関する課題に係る技術提案

- ア 技術提案の課題・評価の視点は、自己採点表の「技術提案」の評価内容の欄に示すとおりとし、これを満たす提案について記入すること。
- イ 記入に当たっては、様式に記載の表形式により記入・作成すること。
- ウ 「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、「時期（いつ）」、「材料・機械等（何を）」、「場所（どこに）」、「使用量（どれだけ）」など実施可能な工夫を具体的にわかりやすく記述するとともに、標準案との相違点について記述すること。
- エ 期待される効果及び確実性については、技術提案の内容により標準案に比べどのような効果が得られるか、また技術提案の確実性について簡潔に記入すること。なお、施工実績があれば記入または添付すること。
- オ 当該工事箇所の諸条件（周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性）を踏まえた提案の理由を記述すること。
- カ 必要に応じて構造図や説明用図表、実績データ、パンフレット、論文等を添付し得られる効果等を客観的に証明するよう努めること。
- キ 技術提案は1視点に対し1提案までとする。
- ク 概算工事費（増加分）については、標準案と比較して増加する概算費用を記入すること（諸経費を含まない額を記入すること。単位は千円とする。）。
- ケ 概算工事費（増加分）の内訳を記入すること。
- コ 工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記入すること。
- サ 新技術・新工法を使用する場合は、NETIS番号等を記入すること。
- シ 技術提案は、視点ごとにA4用紙3枚以内（図表やカタログ等の参考資料も含む）とし、できるだけ簡潔に記入すること。
- ス 文字の大きさは9ポイントを基本とする。なお、図表やカタログ等は文字の大きさは問わないが、判読可能な大きさとする。
- セ 技術提案に記入された内容が履行不可となるようなVE提案はできない。

(3) 企業の施工能力

(提出様式第4号) 企業の施工能力

ア 同種・同規模工事の施工実績

(ア) 同種・同規模工事とは、自己採点表の「企業の施工能力」の評価内容の欄に示すとおりとし、次表の条件を満たす工事から代表的な工事1件の施工実績を記入し、根拠資料を添付すること（入札参加資格としての技術要件の元請実績要件とは異なるので注意すること。）（実績評価2型及び地域維持型は記入不要）。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	①コリンズで確認できる場合 ・提出様式第4号へコリンズ登録番号を記入 （登録内容確認書の添付は不要） ②コリンズだけでは同種・同規模工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 ・内容を確認できる資料（契約図書等の写し等）を添付 注）この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。 ・出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）
(期間) 平成22年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。	
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。	
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	

- (イ) 実績がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。
- (ロ) 配置予定技術者の能力（提出様式第5号）として記入した工事と同一である必要はない。
- (ハ) 工事概要については、同種・同規模の内容が確認できるよう記入すること。
- (ニ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。
- (ホ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

イ 工事成績の平均（最高）点

(イ) 経験工事とは、次表の条件を満たす工事とし、その中から成績上位工事3件を記入し、根拠資料を添付すること（実績評価2型及び地域維持型は、最高点の1件を記入すること）。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	①コリンズで確認できる場合 ・提出様式第4号へコリンズ登録番号を記入 （登録内容確認書の添付は不要） ②コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 ・内容を確認できる資料（契約図書の写し等）を添付 注）この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。 ・出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）
(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。	
(期間) 令和4年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受け、工事成績評定点が通知されていること。	
(発注機関等) 広島県関係及び国土交通省中国地方整備局	
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	

- (イ) 記入した経験工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- (ロ) 経験工事がない場合、または工事成績評定点が付いた経験工事がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入

する。

- (エ) 広島県関係とは、広島県及び広島県が関与する公的機関で県土木・建築工事成績評定基準又は国土交通省の請負工事成績評定要領に基づき評定を行っている機関（広島県道路公社、広島高速道路公社など）とする。広島県水道広域連合事業団については、令和5年4月1日以降に発注、又は完成検査を行った工事は対象としない。
- (オ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。
- (カ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

ウ 優良建設業者の表彰・特別表彰

当該発注業種と同じ業種で、広島県が過去2年間に優良建設業者として表彰、特別表彰した工事（ただし、解体工事については、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事のものを適用する。）があれば、チェックを入れる。なお、確認資料の添付は不要とする。

公告日	評価対象
令和6年9月1日～令和7年8月31日	令和5年度及び令和6年度表彰
令和7年9月1日～令和8年8月31日	令和6年度及び令和7年度表彰

エ 登録基幹技能者の配置

- (ア) 該当する工事を現場で施工している間、自己採点表の「企業の施工能力 登録基幹技能者の配置」の評価内容欄に示す登録基幹技能者（配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価対象外とし、所属は元請、下請にかかわらず。）を常時配置するか否かについてチェックすること。
なお、工事の途中で登録基幹技能者の交代は認めるものとする。
- (イ) 確認資料の添付は不要とし、該当する工事の完了後、登録基幹技能者を常時配置したことが分かる資料（登録基幹技能者講習修了証及び日報等）を提出するものとする。

オ 自社施工

- (ア) 当該工事の施工に際し、自己採点表の「企業の施工能力 自社施工」の評価内容欄に示す工種を自社で雇用している社員のみで施工するか否かについてチェックすること。
- (イ) 確認資料の添付は不要とする。

カ 建設キャリアアップシステムの活用

- (ア) 当該工事の施工に際し、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）を活用し、就業履歴蓄積率25%以上を達成するか否か（評価項目として設定している案件のみ）についてチェックすること。
- (イ) CCUS を活用するとは、建設現場において現場登録を行い、カードリーダーなどを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。
- (ウ) 就業履歴蓄積率とは、カードリーダーなどを利用して工事現場へ入場した技能者の延べ人数を工事現場へ入場した技能者の延べ人数で除した割合とする。また、対象とする期間は工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとする。
- (エ) 確認資料の添付は不要とする。
- (オ) 工事の完了後、登録IDの写し、就業履歴蓄積率の「実績確認票」及び作業日報やKY実施記録等の根拠資料（就業履歴蓄積率25%以上としてチェックした場合）、カードリーダー設置状況などの写真等で活用したことが分かる資料（就業履歴蓄積率25%以上としてチェックした場合を除く）を提出すること。「実績確認票」の様式は任意とするが、広島県HPの調達情報の様式集に参考様式を掲載している。

キ 「広島県建設分野の革新技术活用制度」又は「広島県長寿命化技術活用制度」登録技術の活用

- (7) 登録技術の活用とは、広島県建設分野の革新技術登録簿又は広島県長寿命化技術登録簿に登録された技術を工事で施工したことをいう。なお、登録技術の登録区分及び施工規模は問わない。
- (4) 評価の対象となる技術は、その技術を活用した工事の工期内に、革新技術又は長寿命化技術の登録簿に記載されていること。

条件	根拠資料
(コリズ登録) 原則コリズに登録されている工事から選定すること。	(活用した工事の確認資料) ①コリズで確認できる場合 ・提出様式第4号へコリズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要)
(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種の実績であること。	②コリズだけでは内容が確認できない場合、又はコリズに登録されていない場合 ・内容を確認できる資料(契約図書の写し等)を添付注)この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元に分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。
(期間) 令和5年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。	(活用実績の確認資料) 活用実績が確認できる次のいずれかの資料を工事ごとに添付 ①発注者が指定した場合 ・契約書の写し等で技術の活用が確認できる資料 ②受注者が承諾で行った場合 ・工事打合せ簿等で技術の活用が確認できる資料 ③令和5年4月1日以降に完成検査を受け検査結果通知書に長寿命化活用技術の活用が記載されている場合 ・検査結果通知書
(活用実績) ・活用した登録技術が同一であっても、異なる工事で活用している場合は、それぞれの工事の実績とする。 ・同一の工事で複数の登録技術を活用した場合は、1件の実績とする。	
(発注機関等) 広島県関係	

- (7) 広島県関係とは、広島県及び広島県が関与する公的機関で県土木・建築工事成績評定基準又は国土交通省の請負工事成績評定要領に基づき評定を行っている機関(広島県道路公社、広島高速道路公社など)とする。広島県水道広域連合事業団については、令和5年4月1日以降に発注、又は完成検査を行った工事は対象としない。
- (エ) 「コリズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を()内に記入すること。
- (オ) コリズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

ク ICT活用工事の施工実績

(ア) ICT活用工事の施工実績とは、広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用した工事の実績のことをいう。

(イ) 次表の条件を満たすICT活用工事の実績とし、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	(活用した工事の確認資料) ①コリンズで確認できる場合 ・提出様式第4号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) ②コリンズだけでは内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 ・内容を確認できる資料(契約図書の写し等)を添付 (注)この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。
(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種の実績であること。	
(期間) 令和5年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。	
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。	(ICT活用工事の確認資料) 【広島県及び国の実績の場合】 施工実績が確認できる次のいずれかの資料を添付 ①ICT活用工事の実績が記載された検査結果通知書 ②ICT施工技術の活用が確認できる証明書 ③契約書の写し等でICT施工技術の活用が確認できる資料 【広島県及び国の実績以外の場合】 広島県及び国のICT活用工事、又は簡易型ICT活用工事(中国Light ICT工事含む)と同等の施工実績を有する場合、施工実績が確認できる次の資料を全て添付すること。 ①検査結果通知書 ②広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用したことが確認できる資料(要領の抜粋など) ③契約書の写し等でICT施工技術の活用要件が確認できる資料

(ウ) 資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

(4) 配置予定技術者の能力

(提出様式第5号) 配置予定技術者の能力

ア 技術者の資格

- (ア) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者であること。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、工事着手日時点で配置できる技術者を記入するものとする。その他については、公告共通事項「5 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い」に従うこと。
- (イ) 技術資料提出時までに配置技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす3人までの候補者を記入することを認める。この場合は、様式を複写して記入すること。
- (ウ) 専門資格を評価項目としている工事は、「専門資格」の欄に評価の対象となる専門資格を有している場合はその資格を記入し、保有が証明できる資料を添付すること。

イ 若手又は女性技術者の配置

- (ア) 若手とは、40歳以下の者（生年月日が昭和60年4月2日以降の者）をいう。
- (イ) 若手又は女性を主任（監理）技術者に配置する場合は、補助者を別に配置できるものとする。
- (ウ) 補助者を配置した場合は、「工事成績の平均（最高）点」、「同一業種工事の施工経験」及び「ICT活用工事の施工経験」は補助者の実績で評価することができる。
- (エ) 補助者配置の条件は、配置予定技術者と同様に、公告共通事項「5 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い」によるものとする。
- (オ) 補助者又は現場代理人についても、主任（監理）技術者と同様に、技術資料提出時までに配置予定者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす3人までの候補者を記入することを認める。この場合は、様式を複写して記入すること。
- (カ) 補助者を配置した場合は、施工計画書に明記すること。
- (キ) 主任（監理）技術者又は現場代理人に、若手又は女性を配置する場合は、配置する技術者の欄にチェックを入れ、氏名及び生年月日を記入すること。ただし、女性を配置する場合は、生年月日の記入は不要とする。また、補助者を配置する場合は、補助者の配置の欄にチェックを入れ、氏名を記入すること。

条件	根拠資料
（若手の主任（監理）技術者又は現場代理人） 40歳以下の者（生年月日が昭和60年4月2日以降の者）とする。	生年月日及び雇用関係が分かる資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）を添付
（女性の主任（監理）技術者又は現場代理人） 年齢の条件なし	性別及び雇用関係が分かる資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）を添付
（主任（監理）技術者及び補助者） ・「公告2 入札参加資格（7）配置予定技術者イ資格等」に記載の資格を有している者とする。 ・補助者は、現場代理人及び他の工事で専任の技術者になっていない者とする。	（監理技術者の配置が要件とされている工事） ・監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付 ・監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ）を添付 （主任技術者の配置が要件とされている工事） ・資格を確認できる書類の写しを添付（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付） （共通事項） ・受注者との雇用関係が確認できる資料を添付。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお、専任配置が要件とされている工事にあつては恒常的な雇用関係（3か月以上）が必要

ウ 工事成績の平均（最高）点

(ア) 経験工事とは、次表の条件を満たす工事とし、その中から成績上位工事3件を記入すること（実績評価2型及び地域維持型は、最高点の1件を記入すること。）。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	<p>①コリンズで確認できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出様式第5号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) 当該工事が低入札価格調査を経て契約した工事 で、コリンズへ技術者名が複数登録されている 場合は、「添付資料・補足事項」の欄へ、「低入札 技術者：○○○○」と記入することにより、 コリンズの低入札技術者を特定できるもの とする。但し、虚偽の記入があった場合は、 後日指名除外措置を行うことがある。 <p>②登録内容確認書の写しだけでは経験工事の内容が 確認できない場合又はコリンズに登録されて いない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容を判断できる資料（契約図書の写し、 施工体系図等）を添付 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、 工事内容、技術者名等必要事項が確認でき る資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の 分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付 すること。 <p>③産休育休の期間を加える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 産休育休期間が確認できる資料を添付 <p>④コリンズの契約工期と技術者の従事期間が 異なる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容を判断できる資料（契約図書の写し、 現場施工に着手するまでの期間が確認でき る工程表、工事一時中止通知書、検査結果 通知書等）を添付 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、 工事内容、技術者名等必要事項が確認でき る資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の 分かる部分(表紙等)を含めること。）を添 付すること。
(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設 工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記 載の業種であること。	
(期間) 平成31年4月1日から公告日の前日までの間に 完成検査を受け、工事成績評定点が通知され ていること。なお、「産前産後休業」、「育児 休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を 取得した場合は、この休業期間に相当する期 間を評価対象期間に加えて評価することがで きるものとする。	
(発注機関等) 広島県関係及び国土交通省中国地方整備局	
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員 としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	
(従事期間) 工期の全期間従事していること。ただし、次 に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期 間（現場事務所の設置、資機材の搬入または 仮設工事等が開始されるまでの間） ・工事を全面的に中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間	
(従事役職①) 「建設工事における低入札価格調査制度事務 取扱要綱」第10条へ記載の「低入札技術者」 としての施工実績でないこと。	
(従事役職②) 主任（監理）技術者または現場代理人の場 合についてのみ経験工事として認め、これら 以外の従事役職は評価の対象外とする（例 担当技術者、低入札技術者等）。	

(イ) 広島県関係とは、広島県及び広島県が関与する公的機関で県土木・建築工事成績評定基準又は国土交通省の請負工事成績評定要領に基づき評定を行っている機関（広島県道路公社、広島高速道路公社など）とする。広島県水道広域連合事業団については、令和5年4月1日以降に発注、又は完成検査を行った工事は対象としない。

(ウ) 記入した経験工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。

(エ) 経験工事がない場合、または工事成績評定点が付いた経験工事がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。

(オ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。

(カ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

(キ) 補助者を配置する場合は、補助者の実績を記入できることとする。

エ 同種・同規模工事、同一業種工事の施工経験

実績評価1・2型及び地域維持型は「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種(同一業種)」に記載の業種で次表の条件を満たす工事から、技術評価1・2型は自己採点表に記載の「企業の施工能力」の評価内容の欄に示す同種・同規模工事で次表の条件を満たす工事から、代表的な工事を1件記入し、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	<p>①コリンズで確認できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出様式第5号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) 準じる技術者の場合には、当該技術者の配置された立場が確認できる資料(施工体系図等) 注) 施工管理及び下請けの指導等に関する立場であったことが確認できるもの 当該工事が低入札価格調査を経て契約した工事で、コリンズへ技術者名が複数登録されている場合は、「添付資料・補足事項」の欄へ、「低入札技術者：○○○○」と記入することにより、コリンズの低入札技術者を特定できるものとする。但し、虚偽の記入があった場合は、後日指名除外措置を行うことがある。 <p>②登録内容確認書の写しだけでは同一業種工事等の内容が確認できない場合又はコリンズに登録されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容を判断できる資料(契約図書の写し、施工体系図等)を添付 注) この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。 <p>③産休育休の期間を加える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 産休育休期間が確認できる資料を添付 <p>④コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容を判断できる資料(契約図書の写し、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表、工事一時中止通知書、検査結果通知書等)を添付 注) この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。
(期間) 平成22年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。 なお、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。	
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。	
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	
(従事期間) 工期の全期間従事していること。ただし、次に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間) ・工事を全面的に中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間	
(従事役職①) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績でないこと。	
(従事役職②) 従事役職が準じる技術者の場合は、「具体的な役職名」を記入すること。	

- (ア) 工事経験がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。
- (イ) 同種・同規模工事、同一業種工事は、企業の施工能力(提出様式第4号)として記入した工事と同一である必要はない。
- (ウ) 同種・同規模工事の施工経験の有無で記入する工事は、同一業種の施工経験工事の従事役職で記入する工事と同一である必要はない。
- (エ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を()内に記入すること。
- (オ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。
- (カ) 補助者を配置する場合は、補助者の実績を記入できることとする。

オ 過去2年間の継続教育(CPD)の取組

継続教育(CPD)の単位を取得している者は、学協会名と単位数を記入し、それが確認できる建設系CPD協議会加盟の団体が取得単位を証明する証明書の写しを添付すること。

なお、対象期間は、令和5年度及び令和6年度(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

また、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする(産休育休期間が確認できる資料を添付すること)。

カ 優秀技術者等の表彰

優秀技術者等の表彰の有無については、当該発注業種と同じ業種(ただし、解体工事については、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事のものを適用する。)で、広島県が過去2年間に優秀技術者として表彰した技術者又は過去2年間に若手優秀技術者として表彰した技術者(土木一式工事に限る。)であれば、チェックを入れる。なお、確認資料の添付は不要とする。

また、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする(産休育休期間が確認できる資料を添付すること)。

表彰	公告日	評価対象
優秀技術者の被表彰者	令和6年9月1日 ～令和7年8月31日	令和5年度及び令和6年度表彰
	令和7年9月1日 ～令和8年8月31日	令和6年度及び令和7年度表彰
若手優秀技術者の被表彰者 (土木一式工事に限る)	令和6年9月1日 ～令和7年8月31日	令和5年度及び令和6年度表彰
	令和7年9月1日 ～令和8年8月31日	令和6年度及び令和7年度表彰

キ ICT活用工事の施工経験

(ア) ICT活用工事の施工経験とは、広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用した工事について、主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した経験のことをいう。

(イ) 次表の条件を満たすICT活用工事の実績とし、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
（コリンズ登録） 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	（活用した工事における業種及び従事役職の確認） ①コリンズで確認できる場合 ・提出様式第5号へコリンズ登録番号を記入（登録内容確認書の添付は不要） ②コリンズだけでは内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 ・業種及び従事役職を確認できる資料を添付 注）この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分（表紙等）を含めること。）を添付すること。
（業種） 「公告2入札参加資格（1）令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種の実績であること。	
（期間） 令和5年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。	（ICT活用工事の確認資料） 【広島県及び国の実績の場合】 施工実績が確認できる次のいずれかの資料を添付 ①ICT活用工事の実績が記載された検査結果通知書 ②ICT施工技術の活用が確認できる証明書 ③契約書の写し等でICT施工技術の活用が確認できる資料
（発注機関等） 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。	
（従事期間） 工期の全期間従事していること。ただし、次に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ・工事を全面的に中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間	【広島県及び国の実績以外の場合】 広島県及び国のICT活用工事、又は簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事含む）と同等の施工実績を有する場合、施工実績が確認できる次の資料を全て添付すること。 ①検査結果通知書 ②広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用したことが確認できる資料（要領の抜粋など） ③契約書の写し等でICT施工技術の活用要件が確認できる資料
（従事役職①） 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績でないこと。	
（従事役職②） 主任（監理）技術者または現場代理人の場合についてのみ経験工事として認め、これら以外の従事役職は評価の対象外とする（例 担当技術者、低入札技術者等）。	（従事期間） ①コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合 ・内容を判断できる資料（契約図書の写し、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表、工事一時中止通知書、検査結果通知書等）を添付 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分（表紙等）を含めること。）を添付すること。

(ウ) 資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

(エ) 補助者を配置する場合は、補助者の実績を記入できることとする。

(5) 地域の精通性

(提出様式第6号) 地域の精通性

ア 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無

自己採点表の「地域の精通性」の評価基準欄に記載の地域内で、自社工場（営業、製造技術、製造の管理面等で工場を統制でき、本件工事の受注者の責任において製品を出荷できる受注者の子会社等の関連工場を含む。）がある場合は、自社工場の名称及び所在地を記入し、内容が確認できる資料を添付すること（プレストレストコンクリート工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事のうち工場製作を伴う工事に限る。）。

イ 地域内における同一業種の工事の施工実績

自己採点表の「地域の精通性」の評価基準欄に記載の地域内での次表の条件を満たす工事から代表的な工事1件の施工実績を記入し、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
<p>(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。</p>	<p>①コリンズで確認できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出様式第6号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) <p>②コリンズだけでは同一業種工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容を確認できる資料(契約図書等の写し等)を添付 <p>注) この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資比率等を確認できる資料(協定書の写し等)
<p>(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。</p>	
<p>(期間) 令和4年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。</p>	
<p>(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。</p>	
<p>(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。</p>	

(7) 実績がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。

(4) 企業の能力(提出様式第4号)として記入した工事と同一である必要はない。

(9) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を()内に記入すること。

(5) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

(6) 地域貢献の実績

(提出様式第7号) 地域貢献の実績

ア ボランティア活動

条件	根拠資料
ボランティア活動の実績	広島県のマイロード・システム、ラブリバー制度に団体として認定されたことが確認できる書類の写し、及び令和6年4月1日から公告日の前日までの間における活動実績が確認できる報告書の写しを添付(活動年月が確認できること。)

(ア) 「認定の有無」の欄、「認定制度」の欄、および「活動実績」の欄は、該当するものにチェックを入れ、認定年月日及び活動実績提出(報告)年月日を記入すること。

(イ) 活動場所は、活動している市町(落札者決定基準(自己採点表)に記載の地域に限る)を記入すること。

イ 地域維持業務の受注実績

対象とする地域維持業務は、昼夜を問わず緊急対応が必要な業務(道路維持修繕業務委託(路線委託)(以下「路線委託業務」という。)、除雪等業務(凍結防止剤散布を含む)及び防潮扉等開閉業務)とする。

条件	根拠資料
路線委託業務の受注実績 ・路線委託業務 ・ただし、広島市・江田島市における河川(砂防河川)の緊急対応年間委託を受注している場合も受注実績とする。	令和2年4月1日から公告日の前日までの間に完了検査を受けた、路線委託業務(落札者決定基準(自己採点表)に記載の地域内の実績に限る。)を1件記入し、その内容が確認できる契約図書及び検査結果通知書(審査結果通知書)の写しを添付。
除雪等業務の受注実績 ・除雪、凍結防止剤散布のいずれかを含む業務 ・凍結防止剤の配布、回収の作業は実績として認めない。 ・路線委託業務に除雪、凍結防止剤散布の業務が含まれている場合も受注実績とする。	令和2年4月1日から公告日の前日までの間に完了検査を受けた、除雪、凍結防止剤散布のいずれかを含む業務(落札者決定基準(自己採点表)に記載の地域内の実績に限る。)を1件記入し、その内容が確認できる契約図書及び検査結果通知書(審査結果通知書)の写しを添付
防潮扉等開閉業務の受注実績 ・防潮扉、水門、陸閘門等の開閉業務 ・路線委託業務に防潮扉等の開閉業務が含まれている場合も受注実績とする。	令和2年4月1日から公告日の前日までの間に完了検査を受けた、防潮扉等開閉業務(落札者決定基準(自己採点表)に記載の地域内の実績に限る。)を1件記入し、その内容が確認できる契約図書及び検査結果通知書(審査結果通知書)の写しを添付。

(ア) 「受注実績」の欄は、該当するものにチェックを入れる。該当する地域維持業務の業務名、発注機関名、工期・履行期間をそれぞれ記入すること。

(イ) 路線委託業務及び除雪等業務は、広島県、および「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」に基づき移譲された路線での市町発注業務に限る(※三次市への移譲路線は対象外。)

(ロ) 防潮扉等開閉業務は、広島県が発注した業務に限る。

(ハ) 路線委託業務に、除雪等業務又は防潮扉等開閉業務が含まれている場合は、路線委託業務と重複して記載することができる。

(ニ) 令和6年度から安芸高田市の所管が西部建設事務所から北部建設事務所に変更されたことに伴い、本工事の工事箇所が次の市町の場合においては、評価対象となる落札者決定基準(自己採点表)に記載の地域の取扱いは次のとおりとする。

① 工事箇所が安芸高田市内の場合

(1) 完了検査を受けた日：令和2年4月1日～令和6年3月31日

広島市、安芸高田市、江田島市及び安芸郡を評価対象の地域として取り扱う。

(2) 完了検査を受けた日：令和6年4月1日～公告日の前日

三次市及び安芸高田市を評価対象の地域として取り扱う。

② 工事箇所が三次市内の場合

(1) 完了検査を受けた日：平成31年4月1日～令和6年3月31日

三次市を評価対象の地域として取り扱う。

(2) 完了検査を受けた日：令和6年4月1日～公告日の前日
三次市及び安芸高田市を評価対象の地域として取り扱う。

③ 工事箇所が広島市、江田島市及び安芸郡内の場合

(1) 完了検査を受けた日：平成31年4月1日～令和6年3月31日
広島市、安芸高田市、江田島市及び安芸郡を評価対象の地域として取り扱う。

(2) 完了検査を受けた日：令和6年4月1日～公告日の前日
広島市、江田島市及び安芸郡を評価対象の地域として取り扱う。

ウ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績

条件	根拠資料
(期間) 令和2年11月1日から令和6年10月31日までの間に完成検査をうけていること。	①検査結果通知書の写しを添付
(発注機関) 広島県農林水産局	②完成検査日が対象期間内であること及び対象工事であることが確認できる資料(「特記仕様書(災害復旧工事であることを明記している部分)」、「災害復旧工事である旨が通知された打合せ簿」又は「建設工事施工実績証明書」等)を添付
(災害復旧工事等) 地すべり防止施設災害復旧事業、ため池等整備事業(ため池廃止工事に限る)、災害関連緊急治山事業、治山激甚災害対策特別緊急事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、現年(過年)発生災害公園施設復旧事業、及び発注者が契約図書等で「災害復旧工事」であることを明記した工事。	③施工箇所が点在する工事の場合 内容を確認できる資料(「契約図面(位置図)」、「工事箇所ごとの最終工事数量総括表」)を添付。

(ア) 「受注実績の有無」欄は、該当するものにチェックを入れ、受注件数を記入すること。

(イ) 根拠資料は①又は②を添付すること。また、該当する場合は③を添付すること。

5 総合評価に関する基準及び方法等

(1) 評価基準

各評価項目において自己採点表の評価基準に基づき評価する。なお、評価項目ごとの得点は、小数第1位止め（第2位を四捨五入）とする。

ア 提出様式第1号 技術資料・資格要件確認資料

- 提出様式第1号が未提出であった場合、商号又は名称の記入がないもの、工事名に誤りがあるものなど不適切な記入の場合は、入札を無効とする。

イ 技術提案 工期設定の適切性

- 提出様式第2号工程表により評価する（実績評価1・2型及び地域維持型、工期設定の適切性を設定していない場合は除く。）。
- 提出様式第2号が未提出、工程計画が未記入、予定工期を超えた提案などの不適切な記入であった場合は、入札を無効とする。
- 「工程管理に係る技術提案」欄に工期短縮の根拠となる理由の記入があり、発注者が見込んだ工期に対して工期短縮が見られる場合に評価する。
- 工程表に図示した内容と明らかな相違がある場合や、安全性に問題がある等、明らかに不適切（不可能）な短縮と考えられる場合は評価しない。

ウ 技術提案 実施方針

- 様式第3-1号 実施方針により評価する（実施方針を設定していない場合は除く）。
- 様式第3-1号が未提出であった場合、未記入で提出された場合又は当該工事とは無関係の事項が記載されるなど内容に間違いがある場合は、0点とする。
- 施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性を踏まえた施工上の留意事項を把握しているかを評価する。
- 技術提案の「品質に関する課題」や「施工に関する課題」に関連する記述がない場合は、評価しない又は評価を下げることにする。
- 図表等や施工フローのみの記載や、品質・施工に関する課題へ記載した内容の転記等は評価しない。
- 文字が判読できない場合、用紙の規格や枚数が規定を満足しない場合、図表等の内容が確認できない、判読できない場合は、0点とする。

エ 技術提案 施工に関する課題・品質に関する課題

- 提出様式第3-2号施工に関する課題・品質に関する課題に係る技術提案により評価する。視点毎に個別評価を行う。
- 提出様式第3-2号が未提出（発注者が技術提案を求めた課題・視点について1つでも提出されていない課題・視点がある場合を含む。）であった場合、求めた課題とは異なる提案を行うなど、不適切な記入（求めた課題とは異なる提案、他の工事の提案を添付、1つでも白紙（空欄）で提出された場合等）の場合は、入札を無効とする。
- 文字が判読できない場合、用紙が規定の枚数を超える場合、図表やカタログ等の内容が確認できない、判読できない場合及び概算工事費（増加分）の内訳が記入されていない場合は、0点とする。
- 1視点に対し複数の提案がある場合、1つの枠内に複数の技術提案が記入されている場合は、0点とする。
- 複数の視点に対して同じ提案が記入されている場合は、それぞれの視点に対する効果等が不明確となり、評価しないまたは評価を下げることもある。
- 各項目（評価の視点、提案項目、提案内容、標準案との相違点、概算増加工事費、期待される効果及び提案の確実性）に明確な記入がない場合は、その技術提案は評価しない又は評価を下げることもある。

- ・ 施工箇所における施工条件、周辺環境、施工時期・方法等の地域・工事特性に配慮していない提案は評価しない。
- ・ 提案の理由が記入されていない場合は評価しない。
- ・ 期待される効果等の数値を示す場合で、その根拠が示されていない場合は評価しない。
- ・ 過度にコスト負担を要する提案と判断した場合は、より優位な評価はしない。
- ・ 工事目的物の変更を伴う技術提案については認めない。必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合はこの限りではない。なお、変更箇所について標準案と同等以上の性質・機能を有することが確認できるよう記述することとし、この記述が無い場合は提案として認めない。
- ・ 記入された概算工事費（増加分）については、金額の大小で評価に差はつけない。
- ・ 技術提案が、実施方針を踏まえた内容となっていない場合は、評価しない又は評価を下げることとする（実施方針を設定していない場合は除く）。

オ 企業の施工能力 過去 15 年間の同種・同規模の施工実績【自己採点】

- ・ 提出様式第 4 号同種・同規模工事の施工実績、根拠資料により評価する（実績評価 2 型及び地域維持型は除く）。
- ・ 提出様式第 4 号が未提出であった場合は、企業の施工能力に関する評価項目を 0 点とする（カ～シにおいても同様とする。）。
- ・ 提出様式第 4 号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、関連する実績・工事成績・表彰を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする（カ・キにおいても同様とする。）。
- ・ コリンズの登録内容確認書の写しだけでは内容が確認できない場合で、発注者が発行した建設工事施工実績証明書等の証明書が添付されている場合は、実績として認める（以降のその他の評価項目も同様とする。）。
- ・ 企業の合併、事業譲渡があった場合は、コリンズにおいて承継先へ実績情報の移動が完了しているものについて、工事实績及び工事成績ともに承継先のものとして取り扱うこととする（以下の評価項目においても同様とする。）。
- ・ 広島県関係とは、広島県及び広島県が関与する公的機関で県土木・建築工事成績評定基準又は国土交通省の請負工事成績評定要領に基づき評定を行っている機関（広島県道路公社、広島高速道路公社など）とする。広島県水道広域連合事業団については、令和 5 年 4 月 1 日以降に発注、又は完成検査を行った工事は対象としない（以下同様とする。）。

カ 企業の施工能力 企業の経験工事の工事成績評定点【自己採点】

- ・ 提出様式第4号企業の施工能力、根拠資料により評価する。
- ・ それぞれの経験工事について、工事成績評定通知書の写しがないもの、経験工事に該当しないもの（添付資料により内容が確認できないものを含む。）、または経験工事が「なし」のものについては、65点とする（3件に満たない場合、3件に満たない分の件数を1件65点とする。）。

経験工事の業種について、広島県建設工事等入札参加資格の業種とコリンズの業種が異なるものについては、次のとおり取り扱うものとする（以降のその他の評価項目も同様とする。）。

公告文の業種 (広島県建設工事等入札参加資格の業種)	コリンズに登録されている経験工事の内容
鋼構造物工事	○ 県入札参加資格の「鋼構造物工事」、「鋼橋上部工事」に該当する工事を経験工事として評価する。
鋼橋上部工事	○ 許可業種「鋼構造物工事」で、県入札参加資格「鋼橋上部工事」を主とする工事を経験工事として評価する（ゲートなどの「鋼構造物工事」や浮棧橋に付随する連絡橋等で「鋼橋上部工事」を主としない工事は経験工事として評価しない。）。
土木一式工事	○ 県入札参加資格の「土木一式工事」に該当する工事を経験工事として評価する。 ○ 許可業種「土木一式工事」の登録であっても、県入札参加資格の「プレストレストコンクリート工事」に該当する工事は経験工事として評価しない。
プレストレストコンクリート工事	○ 許可業種「土木一式工事」で、県入札参加資格「プレストレストコンクリート工事」を主とする工事を経験工事として評価する（小規模なプレテン工事で県入札参加資格「土木一式工事」に含めて発注した工事は経験工事として評価しない。）。
とび・土工・コンクリート工事	○ 県入札参加資格「とび・土工・コンクリート工事」に該当する工事を経験工事として評価する。 ○ 許可業種「とび・土工・コンクリート工事」の登録であっても、県入札参加資格の「法面処理工事」「解体工事」に該当する工事は経験工事として評価しない。
法面処理工事	○ 許可業種「とび・土工・コンクリート工事」で、県入札参加資格の「法面処理工事」に該当する工事を経験工事として評価する。県入札参加資格「とび・土工・コンクリート工事」「解体工事」に該当する工事は経験工事として評価はしない。

- ・ 業種区分「解体工事」の新設に伴う経験工事取扱いについては次のとおりとする（以降のその他の評価項目も同様とする。）。

公告文の業種 (広島県建設工事等入札参加資格の業種)	コリンズに登録されている経験工事の内容
解体工事	○ 許可業種「解体工事」「とび・土工・コンクリート工事」で、県入札参加資格の「解体工事」に該当する工事を経験工事として評価する。県入札参加資格「とび・土工・コンクリート工事」「法面処理工事」に該当する工事は経験工事として評価はしない（小規模な解体工事で県入札参加資格「土木一式工事」又は「建築一式工事」に含めて発注した工事は経験工事として評価しない。）。

- ・ 工事成績の得点については、工事3件の平均点を小数第1位止め（第2位を四捨五入）で算出した後に、評価項目の得点を算出する（以下同様とする。）。
- ・ 実績評価2型及び地域維持型は、過去3年間の最高点を評価する。

キ 企業の施工能力 過去2年間の当該業種での優良建設業者の表彰・特別表彰【自己採点】

- ・ 提出様式第4号企業の施工能力に記入があった場合、広島県の調達情報に掲載している各年度の優良建設工事等被表彰者一覧で確認する。

ク 企業の施工能力 登録基幹技能者の配置【自己採点】

- ・ 提出様式第4号企業の施工能力により評価する（登録基幹技能者の配置の項目を設定していない場合は除く。）。
- ・ 自己採点表に示した登録基幹技能者が、該当する工事を現場で施工している間、常時配置される場合加点する。

ケ 企業の施工能力 自社施工【自己採点】

- ・ 提出様式第4号企業の施工能力により評価する（自社施工の項目を設定していない場合は除く。）。
- ・ 自己採点表に示す工種を、自社で雇用している社員のみで施工する場合加点する。

コ 企業の施工能力 建設キャリアアップシステムの活用【自己採点】

- ・ 提出様式第4号企業の施工能力により評価する。
- ・ カードリーダーなどの設置のみの場合はCCUSを活用したとはみなさない。

サ 企業の施工能力 「広島県建設分野の革新技術活用制度」又は「広島県長寿命化技術活用制度」登録技術の活用【自己採点】

- ・ 提出様式第4号企業の施工能力、根拠資料により評価する。
- ・ 提出様式第4号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする。
- ・ 提出された根拠資料により、現場で登録技術を活用したことが判断できない場合は、「広島県建設分野の革新技術活用制度」又は「広島県長寿命化技術活用制度」登録技術の活用に関する評価項目を0点とする。
- ・ 提出様式第4号において、同一工事を複数記載された場合は、1件の実績として評価する。

シ 企業の施工能力 ICT活用工事の施工実績【自己採点】

- ・ 提出様式第4号企業の施工能力、根拠資料により評価する（ICT活用工事の施工実績の項目を設定していない場合は除く。）。
- ・ 提出様式第4号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、評価しない。
- ・ 提出された根拠資料により、ICT活用工事の施工実績が判断できない場合は、ICT活用工事の施工実績に関する評価項目を0点とする。

ス 配置予定技術者の能力 主任(監理)技術者の保有する専門資格【自己採点】

- ・ 提出様式第5号配置予定技術者の能力、根拠資料により評価する。
- ・ 配置技術者を特定できず候補者を複数記入した場合、審査については、各候補者のうち配置予定技術者の能力の小計が最も低い者で評価する（以下同様とする。）。

- ・ 提出様式第5号が未提出であった場合は、配置予定技術者の能力に関する評価項目を0点とする（セ〜テにおいても同様とする。）。
- ・ 提出様式第5号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、関連する資格・若手又は女性技術者の配置・工事成績・実績・取組・表彰を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする（セ〜テにおいても同様とする。）。

セ 配置予定技術者の能力 若手又は女性技術者の配置【自己採点】

- ・ 提出様式第5号配置予定技術者の能力、根拠資料により評価する。
- ・ 補助者を特定できず候補者を複数記入した場合、審査については、各候補者のうち「工事成績の平均（最高点）」、「同一業種工事の施工経験」及び「ICT活用工事の施工経験」の小計が最も低い者で評価する。

ソ 配置予定技術者の能力 過去6年間の工事成績3件の平均点【自己採点】

- ・ 提出様式第5号配置予定技術者の能力、根拠資料により評価する。
- ・ 主任（監理）技術者または現場代理人の場合についてのみ経験工事として認め、これら以外の従事役職は評価の対象外とする（例 担当技術者、低入札技術者、監理技術者補佐等）。
- ・ 工期の全期間において従事していなければ評価しない（ただし、発注者からの一時中止により、コリンズに連続しない期間が生じる場合は、発注者からの一時中止の通知文の写しの添付があれば評価する。また、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間及び工事が予定より早く竣工したことにより、コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合は、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表及び検査結果通知書の写し等の添付があれば評価する。）。
- ・ 通知書の写しが無いもの、経験工事に該当しないもの（添付資料により内容が確認できないものを含む）、または経験工事が「なし」のものについては、65点として取扱う（3件に満たない場合、3件に満たない分の件数を1件65点とする。）。
- ・ 技術者が転職している場合などは、前会社の実績は根拠資料で確認できれば認めるものとする。
- ・ 産休育休の期間を加える場合において、資料が提出されない場合は、追加期間は認めない（タ〜テにおいても同様とする。）。
- ・ **実績評価2型及び地域維持型は、過去6年間の最高点を評価する。**

タ 配置予定技術者の能力 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事又は同一業種工事の施工経験の有無【自己採点】

- ・ 提出様式第5号配置予定技術者の能力、添付資料により評価する。
- ・ 工期の全期間において従事していなければ評価しない（ただし、発注者からの一時中止により、コリンズに連続しない期間が生じる場合は、発注者からの一時中止の通知文の写しの添付があれば評価する。また、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間及び工事が予定より早く竣工したことにより、コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合は、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表及び検査結果通知書の写し等の添付があれば評価する。）。
- ・ 施工経験工事での従事役職が、監理技術者、主任技術者、現場代理人である場合、実績として評価する。「準じる技術者」の場合は、資料（施工体系図等）で、当該技術者が施工管理及び下請けの指導等に関する立場であったことが確認できれば実績として評価する。
- ・ 「低入札技術者」は実績として評価しない。

- チ 配置予定技術者の能力 過去 15 年間の主任(監理)技術者の同一業種工事の施工経験の従事役職【自己採点】
- ・ 提出様式第 5 号配置予定技術者の能力、添付資料により評価する。
 - ・ 「同一業種」の施工経験工事の従事役職は、主任(監理)技術者または現場代理人の場合のみ評価する。
 - ・ 工期の全期間において従事していなければ評価しない(ただし、発注者からの一時中止により、コリズに連続しない期間が生じる場合は、発注者からの一時中止の通知文の写しの添付があれば評価する。また、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間及び工事が早く竣工したことにより、コリズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合は、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表及び検査結果通知書の写し等の添付があれば評価する。)
- ツ 配置予定技術者の能力 過去 2 年間の継続教育(CPD)の取組み【自己採点】
- ・ 提出様式第 5 号配置予定技術者の能力、添付資料により評価する。
 - ・ 継続教育(CPD)の状況は、過去 2 年間の取得単位を各学協会等(建設系 CPD 協議会加盟 19 団体対象)が証明した証明書をもって審査する。なお、全国土木施工管理技士会連合会の下部組織となる広島県土木施工管理技士会が行う継続教育についても認めることとする。
- テ 配置予定技術者の能力 主任(監理)技術者が過去 2 年間の当該業種での優秀技術者等の表彰【自己採点】
- ・ 提出様式第 5 号配置予定技術者の能力に記入があった場合、広島県の調達情報に掲載している各年度の優良建設工事等被表彰者一覧又は若手優秀技術者被表彰者一覧で確認する。
 - ・ 産休育休については、加えた対象期間内に完成・引渡しした工事で表彰されたものを評価対象とすることができる。
- ト 配置予定技術者の能力 ICT 活用工事の施工経験【自己採点】
- ・ 提出様式第 5 号配置予定技術者の能力、根拠資料により評価する(ICT 活用工事の施工経験の項目を設定していない場合は除く)。
 - ・ 提出様式第 5 号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、評価しない。
 - ・ 提出された根拠資料により、ICT 活用工事の施工実績が判断できない場合は、ICT 活用工事の施工経験に関する評価項目を 0 点とする。
- ナ 地域の精通性 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無【自己採点】
- ・ 落札者決定基準(自己採点表)に記載の地域内における主たる営業所の有無を、入札参加資格者名簿及び入札参加資格認定通知書(主たる営業所の特例)で確認し評価する。
 - ・ 落札者決定基準(自己採点表)に記載の地域内に自社工場がある場合は、提出様式第 6 号地域の精通性、根拠資料により評価する(プレストレストコンクリート工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事のうち工場製作を伴う工事に限る)。
- ニ 地域の精通性 過去 3 年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【自己採点】
- ・ 提出様式第 6 号地域の精通性、根拠資料により評価する(実績評価 2 型及び地域維持型のみ)。
 - ・ 提出様式第 6 号が未提出であった場合は、地域内における同一業種の工事の施工実績の評価項目を 0 点とする。
 - ・ 提出様式第 6 号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、関連する実績を評価しない。コリズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする。

ヌ 地域貢献の実績 過去1年間のボランティア活動の実績の有無【自己採点】

- ・ 提出様式第7号地域貢献の実績、根拠資料により評価する（実績評価1・2型及び地域維持型のみ。）。
- ・ 落札者決定基準（自己採点表）に記載の地域内における実績のみ評価する。
- ・ 広島県の制度（マイロード・システム、ラブリバー制度）に限ることとする（他県、国、市町の制度は不可とする。）。
- ・ 活動実績が確認できる報告書等の写しは、（市町を経由して）事務所(支所)へ提出されたもののみ評価する（奨励金交付事業の活動実績報告書として、NPO法人ひろしまアダプトへ提出したものは評価しない。）。

ネ 地域貢献の実績 過去5年間の地域維持業務の受注実績の有無【自己採点】

- ・ 提出様式第7号地域貢献の実績、根拠資料により評価する（実績評価2型(土木一式工事)及び地域維持型(土木一式工事)のみ。）。
- ・ 落札者決定基準（自己採点表）に記載の地域内における業務を対象とする。

【路線委託業務】

- ・ 広島県及び特例条例移譲路線を対象とする。三次市への移譲路線における業務は評価しない。

【除雪等業務】

- ・ 広島県及び特例条例移譲路線を対象とする。三次市への移譲路線における業務は評価しない。
- ・ 路線委託業務のうちで、除雪又は凍結防止剤散布の業務が含まれている場合も評価する。ただし、凍結防止剤の配布・回収の作業のみの場合は評価しない。

【防潮扉等開閉業務】

- ・ 路線委託業務のうちで、防潮扉等の開閉の業務が含まれている場合も評価する。

ノ 地域貢献の実績 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績の有無

- ・ 提出様式第7号地域貢献の実績、根拠資料により評価する（実績評価1・2型(土木一式工事)のみ。）
- ・ 広島県農林水産局が発注した工事のうち過去4年間（令和2年11月1日から令和6年10月31日）に完成検査を受けている災害復旧工事等の受注実績に応じて加点する。
- ・ 災害復旧事業等の実績は、受注件数の実績とし、配点は応札者による相対評価とする。
- ・ 受注件数については、複数箇所をまとめて発注した工事は、工事箇所毎に1件とする。

ハ 施工体制評価

当該工事の入札価格が調査基準価格以上の場合、評価する。

ヒ 指名除外の状況【自己採点】

過去1年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日）に、建設業者等指名除外要綱別表1、6(1)、6(2)、8(1)及び8(3)に該当する指名除外措置期間中であった業者について、評価点の減点（－1点）を行う。ただし、これに該当する業者の中で、指名除外措置の期間がその前年度あるいは翌年度にまたがる場合は、指名除外終了年月日から1年を経過する日の属する月の末日までに公告された工事について減点の対象とする。

(2) 総合評価の方法

ア 価格以外のその他の要素に係る評価項目ごとの技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点（基礎点）を100点とし、総合評価落札方式各型式の加算点の最高点数は次表の点数とする。

実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)	地域維持型
60点	60点	60点	60点	70点	50点

イ 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点（各評価項目の得点の合計を各型式の最高点数に換算。換算した加算点は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。）を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点（価格以外の評価点の合計を各型式の最高点数に換算）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜、単位：千円） × 1,000

ウ 求められる評価値は、小数第4位（第5位を四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

(2)の「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

（一般競争入札（事後審査型）公告共通事項「8 落札者の決定方法」により落札者を決定する。）

(4) 評価内容の担保

受注者は、発注者からの指示が無い限り、技術資料の記入事項について原則として全て履行しなければならない。また、技術提案に記入された内容は、契約後に提出する施工計画書に反映させるものとする。

受注者の責により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績評定表の「法令遵守等」において行うものとする。

6 自己採点方式

自己採点方式とは、発注者が定める評価項目について入札者が自己採点し、その得点とその他評価項目の得点を合わせた技術評価点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者について、技術資料を審査する。

(1) 概要	<p>ア 技術資料の一部として「自己採点表」を提出する。</p> <p>イ 提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに評価値を算出する。 ※ 技術評価1・2型における技術提案、実績評価1・2型における災害復旧工事等の受注実績及び施工体制評価の広島県採点分も含んで算出する。</p> <p>ウ 最も高い評価値の者の技術資料を審査する。</p> <p>エ 自己採点表の得点に誤りがあった場合、以下の基準に応じて各項目の評価値を決定する。 ・過大評価（技術資料審査の結果、得点が下がる場合）…1/2点とする（審査後の得点×1/2）。 ・過小評価（技術資料審査の結果、得点が高くなる場合）…修正しない（「自己採点表」における得点そのまま）。</p> <p>オ 審査の結果、最も高い評価の者が変動する場合、再度最も高い評価の者の審査を行い、以降決定するまで繰り返す。</p>
(2) 作成・提出	<p>入札者は、各評価項目の自己採点を行い、本公告に添付の「自己採点表」の自己採点欄に記入して、技術資料の一部として提出する。</p> <p>自己採点にあたっては、本公告の留意事項・評価基準、及び自己採点表の評価基準に留意すること。</p> <p>※県HP「広島県の調達情報」(https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp)から「自己採点表」の様式をダウンロードできます。この様式は、工事名・評価項目等を記載していないため、記入漏れ等に注意してください。</p>
(3) 発注者の審査及び落札者の決定	<p>入札者から提出された「自己採点表」の得点などと「入札価格」をもとに入札者全員の評価値を算出し、最も高い評価値の者についてのみ技術資料を審査する。</p> <p>審査の結果、自己採点表に誤りがあった場合でも、最高評価値の入札者の変更がない場合は、当該入札者を落札候補者として決定する（あわせて資格要件の確認を行う。）。</p> <p>※ 技術評価1・2型における技術提案、実績評価1・2型における災害復旧工事等の受注実績及び施工体制評価の広島県採点分も含んで評価値を算出する。</p>
(4) その他留意事項	<p>ア 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」等をもとに最高評価値の入札者が提出した技術資料のみを審査し、評価値が2位以下の者については審査を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限らない。</p> <p>イ 「自己採点表」の工事名・工事場所・商号又は名称について、未記入の場合、誤りがある場合は、自己採点に関する部分の得点を0点とする。自己採点の結果が未記入（内容が確認できない場合を含む。）の項目については、その項目の得点を0点とする。</p> <p>ウ 「自己採点表」の評価内容及び評価基準について、転記ミス等により発注者の求める内容と明らかに異なる内容となっている場合は、その評価項目は0点とする。</p> <p>エ 「自己採点表」が未提出の場合は入札を無効とする。</p> <p>オ 土木工事であるのに、営繕工事の「自己採点表」へ記入する等、自己採点が不可能となった場合、又は適用型式と異なる型式の自己採点表での提出の場合は、自己採点に関する部分の得点を0点とする。</p> <p>カ 配置予定技術者及び補助者が特定できず、複数人を候補とする場合は、配置予定技術者の能力の小計が最も低い者について自己採点を記入すること。</p> <p>キ この「自己採点表」の未提出あるいは記入内容によって、以降の入札の指名等について不利益な取り扱いを行わない。</p> <p>ク 工事成績の得点は、工事3件の平均点を小数第1位止め（第2位を四捨五入）で算出した後に、評価項目の得点を小数第1位止め（第2位を四捨五入）で算出する。</p>

7 苦情申立等

入札者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に、広島県農林水産局建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき契約担当職員に申立てることができる。

8 評価内容の説明

入札者は、自らの評価内容についての説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に、広島県農林水産局建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき契約担当職員に請求することができる。

9 技術資料のヒアリング

必要に応じて行う。

総合評価落札方式（実績評価1型） 落札者決定基準

商号又は名称： _____

発注者： 広島県西部農林水産事務所

自己採点（入札者欄）に各評価項目の自社の点数を記入すること。

工事名		令和7年度 地方創生整備推進交付金 林道細見大塚線（大朝3工区）開設工事 No. 1				
工事場所		山県郡北広島町 大塚				
評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点 (入札者)	評価結果 (発注者)	
1 企業の施工能力	(1) 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績 自種・自規模工事、土木一式工事であって、一般競争入札（事後審査型）公告共通事項4.(6)に定める道路改良工事	①当該発注工事の場所と同一の市町（旧市町村を含む）で、かつ広島県関係発注工事又は国機関（中国地方整備局）発注工事の実績あり	2.0	各 工 事 成 績 点		
		②上記以外で公共発注機関の実績あり	1.0			
		③実績なし	0.0			
	(2) 過去3年間の工事成績3件の平均点 （対象工事は当該業種の広島県関係又は国機関（中国地方整備局）発注工事に限る） ※ 3件に満たない場合は、残りの件数全てを65点とする	①85点以上	6.0			
		②65点以上 85点未満 （6.0×（平均点-65）/20）	6.0 ~0.0			
		③65点未満	0.0			
	(3) 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	①特別表彰の該当あり	2.0			
		②優良建設業者表彰の該当あり	1.0			
		③該当なし	0.0			
	(4) 登録基幹技能者の配置 登録基幹技能者：登録機械土工基幹技能者	①登録基幹技能者の配置あり	1.0			
		②登録基幹技能者の配置なし	0.0			
	(5) 自社施工【選択】 対象工種：〇〇工（〇〇〇〇）	①自社施工あり	2.0			
		②自社施工なし	0.0			
	(6) 建設キャリアアップシステムの活用	①就業履歴蓄積率が25%以上	1.0			
		②建設キャリアアップシステムを活用する就業履歴蓄積率が25%未満	0.5			
③活用しない		0.0				
(7) 過去2年間の「広島県建設分野の革新技術活用制度」又は「広島県長寿命活用制度」登録技術者の活用実績の有無	①活用実績あり（工事3件以上）	1.0				
	②活用実績あり（工事3件未満）	0.5				
	③活用実績なし	0.0				
(8) ICT活用工事の施工実績	①ICT活用工事の施工実績あり	1.0				
	②簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事を含む）の施工実績あり	0.5				
	③施工実績なし	0.0				
小 計			14.0			
2 配置予定技術者の能力	(1) 主任（監理）技術者の保有する専門資格【選択】	①1級〇〇〇〇技術者	2.0	各 工 事 成 績 点		
		②2級〇〇〇〇技術者	1.0			
		③資格なし	0.0			
	(2) 若手又は女性技術者の配置	①監理（主任）技術者	2.0			
		②現場代理人	1.0			
		③配置なし	0.0			
	(3) 過去6年間の工事成績3件の平均点 （対象工事は当該業種の広島県関係又は国機関（中国地方整備局）発注工事に限る） ※ 3件に満たない場合は、残りの件数全てを65点とする	①85点以上	3.0			
		②65点以上 85点未満 （3.0×（平均点-65）/20）	3.0 ~0.0			
		③65点未満	0.0			
		④広島県関係発注工事又は国機関（中国地方整備局）発注工事の実績あり	2.0			
	(4) 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種工事の施工経験の有無	②その他の公共発注機関の実績あり	1.0			
		③実績なし	0.0			
		①監理技術者または主任技術者	1.0			
	(5) 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役割	②現場代理人	0.5			
		③実績なし	0.0			
①40単位以上取得		1.0				
(6) 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み （建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における学習実績）	②20単位以上40単位未満取得	0.5				
	③20単位未満取得、単位なし	0.0				
	①優秀技術者の被表彰者に該当	1.0				
(7) 主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者等の表彰に該当	②若手優秀技術者の被表彰者に該当	0.5				
	③該当なし	0.0				
	①主任（監理）技術者として ICT 活用工事の施工経験あり	2.0				
(8) ICT活用工事の施工経験	②主任（監理）技術者として簡易型 ICT 活用工事（中国Light ICT工事を含む）の施工経験あり	1.0				
	③現場代理人として ICT 活用工事又は簡易型 ICT 活用工事（中国Light ICT 工事を含む）の施工経験あり	0.5				
	④施工経験なし	0.0				
	小 計			12.0		
3 地域の精通性	(1) 地域内における主たる営業所の有無	①北広島町（旧大朝町）内に主たる営業所あり	1.0			
		②北広島町（旧大朝町を除く）内に主たる営業所あり	0.5			
		③上記地域内に主たる営業所なし	0.0			
小 計			1.0			
4 地域貢献の実績	(1) 安芸太田町、北広島町における過去1年間のボランティア活動の実績の有無 （マイロードシステム、ラブリバー制度認定）	①認定され、活動実績あり	1.0			
		②活動実績なし	0.0			
	(2) 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績（土木一式のみ）	①受注件数の合計	2.0 ~0.0			
		小 計				3.0
5 施工体制評価	(1) 調査基準価格以上で応札	①該当あり	5.0			
		②該当なし	0.0			
		小 計				5.0
6 指名除外の状況	(1) 過去1年間に指名除外措置の有無	①該当あり	-1.0			
		②該当なし	0.0			
		小 計				0.0
合 計			35.0			
標準点(基礎点)	100点					
加算点	(価格以外の評価点の合計を60点換算)					
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点					
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×1,000					